



決算期が過ぎ、任期を終えた役員の変更を終えている会社や法人も多いと思いますが、その登記を忘れていませんか？

「役員が替わっていないから登記は必要ないのでは？」と勘違いされている方も多いのですが、同じ人が再任された場合であっても、役員変更登記をする必要があります。

任期については、定款等で定めた期間又は定款に規定がない場合には、法令で定められている期間になります。議事録や必要書類を作成・準備の上（※）、登記の申請も忘れずに行ってください。

※ 登記の申請は、御自分で申請書及び必要書類を作成いただく以外にも、専門家である司法書士に依頼することもできます。

（外部のページに移動します）

→茨城司法書士会 <http://www.ibashi.or.jp/>



※ 水戸地方法務局では、法務局ホームページに掲載している申請書や添付書類の見本等に基づき、一般的な申請書の記載方法等についての説明を行う「登記手続案内」を行っています。なお、手続案内は事前予約制であり、昨今の情勢から電話による御案内とし、窓口での手続案内は行っておりません。予約された日時に法務局担当者からお電話します。

（手続案内について）http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/page000001_00029.html

